

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（橋梁：橋梁部の荷重分散のため敷鉄板の設置、通行止め、トンネル：通行止め）を実施

### <判定区分Ⅳのリスト>

#### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
尼崎市	第123号橋	大庄第104号線	不明	主桁のコンクリート剥離・鉄筋露出 【緊急措置：敷鉄板設置】
尼崎市	第631号橋	瓦宮23号大船線	1920	主桁のコンクリート剥離・鉄筋露出 【緊急措置：敷鉄板設置】
高砂市	谷川橋	市道小松原・曾根幹線道路	1972	補網桁・横桁に断面欠損を伴う腐食 【緊急措置：通行止め】 ※H27.9.3現在継続中
佐用町	鴎谷橋	公民館裏道線	1963	木橋の支承（木材）の著しい腐食 【緊急措置：通行止め】 ※H27.9.3現在継続中

### <判定区分Ⅳのリスト>

#### ○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
上郡町	本宮トンネル	町道安室ダム3号線	1991	覆工コンクリートの剥離 【緊急措置：通行止め】 ※現在は、補修工事を完了し通行止めを解除

#### ○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容

該当施設なし

#### ※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態